

## 第2回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 議事概要

1. 日時：令和2年12月25日（金）16:00～18:00
2. 場所：合同庁舎第4号館4階 第2特別会議室
3. 出席者：

（委員）大林ミカ、高橋洋、原英史、川本明  
（政府）河野大臣、藤井副大臣、岡下大臣政務官  
（事務局）井上室長、山田参事官  
（ヒアリング）

<再生可能エネルギーの促進に向けた農地の活用>

農林水産省 農村振興局 局長 牧元幸司  
農林水産省 食料産業局 局長 太田豊彦  
農林水産省 農村振興局 農村政策部農村計画課 課長 庄司裕宇  
農林水産省 バイオマス循環資源課 課長 清水浩太郎  
農林水産省 経営局 農地政策課 課長 望月健司  
故郷創生会 代表 郷田利彦  
全国ご当地エネルギー協会 事務総長 飯田哲也

4. 議題：

（開会）

再生可能エネルギーの促進に向けた農地の活用

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 それでは、ただいまより、第2回「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」を開催いたします。

本タスクフォースは、公開としておりますので、本日は、報道関係者同室の上、内閣府規制改革推進室のYouTubeチャンネルにおきまして、YouTubeライブによるオンライン中継を実施しております。

また、本日は、河野大臣、藤井副大臣、岡下政務官にも御出席いただいております。

それでは、河野大臣、一言御挨拶をお願い申し上げます。

○河野大臣 年末押し詰まりましたけれども、皆さん、今日は出席をありがとうございます。

菅総理から「2050年カーボンニュートラル」という目標がしっかりと掲げられましたが、ハードルとしては非常に高いと思っております。それを実現するためには、相当な努力が必要になってくる。スピード感を持って当たらなければいけないと思っております。

また、先般、大手の製造業の皆様から、今、グローバルなサプライチェーンの中で、再

生可能エネルギー100%というものが求められつつあって、日本国内では供給量、コストが非常に高く、このままいくと果たして日本国内でやっていけるかどうか分からぬとまで言われました。そういう意味で、再生可能エネルギーを最大限拡大していくことは非常に重要になってくると思いますので、できない理由を言うのではなくて、どうやったら必要なことができるのかという議論をきちんとやっていく必要があると思います。

本来、なぜ規制をしなければいけないかという規制の立証責任は行政のほうにありますので、今までやっていたからという漠然とした理由ではなくて、今、この規制が必要なのか、必要でないならば、あるいは邪魔になっているなら、即座に撤廃する。

カーボンニュートラルの実現に向けて、スピード感を持ってこの作業に当たりたいと思っておりますので、今日もしっかりと御議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日は、時間の関係で資料確認は割愛させていただきます。

最初に、議題に入ります前に、前回のタスクフォース以降の事務的な調整により、個別分野の規制改革が進展した案件につきまして、事務局から簡単に御紹介させていただきます。

資料1を御覧ください。「個別分野の規制改革の進展について」と書いた紙でございます。前回のタスクフォース以降、事務的に調整を進めまして、以下の5点が再生可能エネルギー関係で規制改革が進展しております。

まず、①、②はセットでございます。木質バイオマスボイラーというものがヨーロッパを中心に普及しております、ヨーロッパで安全に使われているものを日本に持ってこようとしても、大気汚染防止法、労働安全衛生法に引っかかって使えないという話がありました。こちらにつきましては、環境省と議論を重ねまして、伝熱面積の要件が引っかかっておたわけでございますけれども、こちらについて、検討を令和2年度内に完了して、要件を撤廃するという方向を出していただきました。

また、②の労働安全衛生法につきましては、厚労省のほうで検討していただきまして、令和3年夏までに具体的な規制の見直しについて一定の結論を得るということで、もちろん、導入が進む方向での検討をお願いしているということでございます。

2ページ目でございます。「③ 電気主任技術者の確保に向けた電気保安規制の見直し」ということで、太陽光発電が広く普及しておる関係で、こちらに電気主任技術者を置かなくてはならないということで、その一方で、高齢化等によって電気主任技術者の人材が不足しているという事態に陥っております。

このため「対応の方向性」というところを書いてございますけれども、太陽光発電施設を実際に見に行かなければいけないという規制になっておるわけでございますが、こちらを遠隔監視システムによる現場点検の代替を進めることをします。それから、電気主任技術者の兼任要件も見直します。それから、実務経験年数として、電験三種と言われるもの

については、5年の実務経験年数をお願いしていたものを3年に短縮化するという規制を令和2年度内に政令の改正等で実現するというところでございます。

4点目は、ゴルフ場の開発済み土地における環境アセスの緩和でございます。太陽光発電については環境アセスが導入されたところでございますけれども、既に開発済みのゴルフ場などで一律に厳しい環境アセスをするのはひどいではないかという話がございます。これは法律上も項目を絞ったアセスで構わないということではあるのですが、事業者がそれが周知されていないということでございまして、これについては、分かりやすいガイドラインをつくりまして、令和3年6月中には公表するというところでございます。

最後の5点目は「所有者不明土地における再生可能エネルギーの利用」でございまして、こちらも法律上は必ずしもできないということではなかったのですが、ガイドラインに電気事業法による発電事業等の用に供する電気工作物について具体的な記載がなかったため、事業者の間でこれを明確化してほしいという御要望がございまして、年内にガイドラインの改定ということで、今日のこのタスクフォースが終わった後に、国土交通省のホームページで周知するということになってございます。

以上でございます。

それでは、本日の議題「再生可能エネルギーの促進に向けた農地の活用について」検討に入ります。

まず、再生可能エネルギー事業に取り組んでいる農家を代表して、故郷創生会代表の郷田利彦さんから、現場の声を聞かせたいと思います。10分以内でお願いいたします。○故郷創生会（郷田代表） ただいま御紹介いただきました徳島県三好市から参りました故郷創生会代表の郷田利彦でございます。本日は、再エネ総点検タスクフォースにお呼びいただき、感謝申し上げます。

もともと河野大臣の目安箱に投函していたところ、内閣府の方から声かけをいただきました。一市民の声を丁寧に酌み取っていただく場に、厚く御礼申し上げます。

本日は、口頭で要望を申し上げるだけでなく、我がふるさとの農地がどのような状態にあるか、また、どのように再生しているのかをビデオを投影させていただきながらお話しさせていただきたいと思っております。

私の要望の詳細は資料2-1に記していますが、今日は時間の都合上、割愛させていただきながら要点だけを話させてもらおうと思っております。

今、ビデオに投影されているのが私のふるさとである農地であったものにセイタカアワダチソウといったものが繁殖してしまっており、5年、10年と経過しております。

「ソーラーシェアリングを始めた動機」といたしましては、ふるさとの農地の放棄地が規制のたびにどんどん増える現実や、担い手の高齢化、後継者不足を目の当たりにし、荒廃する農地と農家の利益を食料安全保障上、どう守るかということを考えました。結論として、私ができることは、経済効果と維持管理の両立ができる太陽光発電の設置ということになりました。

次の直面する困難について、今、理不尽な規制に直面し、ふるさと再生事業に支障を来しております。日本は私有財産制であり、憲法29条で財産権はこれを侵してはならない、また、憲法13条には個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重が明記されております。法律や政令、省令でもなく、法的根拠のない一片の事務要領規定の局長通達で個人の権利を侵害するようなことがあってはならないと思います。

耕作放棄地は規制はなく野放しなのに、なぜ太陽光パネルを設置すれば8割なのか。さらに、なぜ生産する作物まで規定されるのか。放棄地を守ることに既得権益があるのでしょうか。一方的に規制し、従わないと、農業委員会は資料2-5の勧告書まで送りつけてきます。まさに専横・全体主義的行政の暴挙だと私は思います。規制するならば、当然のことながら、憲法に照らし、公共の福祉に照らし、法的根拠と責任説明が必要ではないでしょうか。今、投映されているのが、放棄地の草を刈り取って太陽光を設置した。これは高圧の400キロワット程度のものでしょうか。

次に「私の提案」についてお話しします。

普通に農業をしている人には収穫量規制はなく、耕作放棄地を再利用した太陽光パネルの下ではなぜ8割なのか。理不尽な規制は憲法14条の法の下での平等にも反します。もともと長年収穫ゼロの放棄地です。放棄地再生の場合は現在の8割規制を撤廃してください。新たに地権者が耕作放棄を決断した農地でも、生産物の縛りや8割規定はなくしてください。新規転用申請や更新も無駄な添付資料を撤廃し、もっと簡素化してください。地権者の意見を聞き、地域に合った適材適所の農政をぜひお願いしたいと思います。

次に、資料2-2に入ります。今、この納税チラシは太陽光を設置したところに看板として上げております。「地方の財産（田、畑、山、川）を生かす適材適所の地方創生とは」というタイトルで、農産物と自然エネルギーを大阪、東京の都市圏へ、縦割り・前例・既得権益の打破ということを考えております。

現在の放棄地は、農地でも一緒ですけれども、1反当たり、1,000平米当たり固定資産税が約2,000円前後なのです。もちろん、国税はゼロです。それがこの下のように、太陽光を設置しますと、地方税、償却税、法人税等々で約80万円の納税となります。放棄地及びビデオに出ていますような、もともとビニールハウスで作物を作っていたものがこういう状態になります。今のビデオは、一種農地にパイプラインというあの中に入っているバルブをひねると、田んぼに水が入る設備なのです。これに約1億5000万円かけました。しかし、御覧のようにこういうことになっています。一度決めたら止まらない公共事業の典型です。

次に、資料2-3に書いてありますけれども、中坪の農業振興地で、一種農地と言われるところです。これが約10年間こういう状態でススキが生えておりました。このススキを刈り取って、2ページ目の太陽光を設置すると、理不尽な下で8割と言います。3年後に8割ができていなかったら、現在、撤去命令が来ております。撤去したら、また放棄地に変わります。放棄地を希望するのならそれでいいのですけれども、このように利用していることをちゃんと考えて、農業委員会も地域にあった適材適所の農政に変えてほしいと思

います。

資料2-4は、今、パイプラインの説明をしましたので、次に資料2-5に入ります。今申しましたように、太陽光にしたけれども、農作物が下で8割できていないという話で、このように勧告書が来ます。

ここで問題なのは、全体のうちの1.31平米が一時転用なのです。残りの2,336平米は農地のままなのです。しかし、この下で本来は放棄地であった農業もされないところにおいて農業をすると、こういうことになるということです。

もう一つ、今、ビデオにも出ていましたけれども、資料2-4の写真のように放棄地がどんどん増えている状態なのです。下の部分の配水ますのパイプラインは先ほどの止まらない公共事業の典型です。

2ページ目の太陽光を設置しますと、このように適地適作、これはどう見ても下は農地と私は思うのですけれども、食料保障上、一番大事なのは、今はお金で買えるので、農業立国から農産物を仕入れて、トヨタの車を販売するというのが日本の経済運営だと思うのですが、こういうことをすると、この下で作物がないから、太陽光もこういった勧告書において撤去命令が発出されるという何とも理不尽な政策かもしれませんけれども、要は地方公務員においては、中央省庁あるいは徳島県で決めたものを忠実に実行するといいいのです。

だから、いいロールをつくってやれば、地方公務員ももっとまともな仕事ができるのですけれども、残念ながら何回言っても説明責任ももらえません。こういう状態では、日本の再生は当然ながら、再生資源エネルギーも絵に描いた餅になるのではないのでしょうか。今日は河野大臣もいらっしゃいます。ぜひこういうことを踏まえていただいて、何とか規制を撤廃していただいて、自然エネルギーになるようにしてほしいと思います。

「4. 最後に」、第35代アメリカ大統領ジョン・ケネディの名言集の中に「国があなたに何をしてくれるのかを問うのではなく、あなたが国に何を成すべきか問うて欲しい」。私はこの言葉とともに一切の補助金も受けることなく、自助、共助を今まで実践してまいりました。目の前の理不尽な規制に直面し、困惑しております。

私は、公助とはコストをかけることではなく、不必要な規制の撤廃もその一つだと考えています。

令和2年10月26日、菅総理は所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すと言われました。実現には再生エネルギーの普及が必須条件だと思います。目指すは環境大国、自助、共助が機能し、敗戦した人々が再び敗者復活戦に挑戦できる共助大国日本ではないのでしょうか。

最後に、国民が安心できるセーフティーネット（公助）の存在です。

令和2年12月15日、河野大臣は記者会見で「徳島への消費者庁の移転は平成の出来事であり、令和の時代はもっと多様性に富んでいい。様々な場所でテレワーク出来るようにしたい」と表明されました。時代の流れをつかんだ的確な会見だと私は思いました。

農地も令和の時代に合わせ、古い前例主義から脱皮し、地方の経営資源を有効活用しなければ、地方創生は絵に描いた餅になります。

再び日本が輝きを取り戻すために、縦割りの垣根を超え、河野大臣の前回会議冒頭でのオールジャパンを実践しようではありませんか。よろしく願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

続きまして、全国ご当地エネルギー協会の飯田事務総長から10分以内で御説明をお願いいたします。

○全国ご当地エネルギー協会（飯田事務総長） 全国ご当地エネルギー協会事務総長の飯田哲也と申します。本日は、このような機会をいただき、どうもありがとうございました。

私ども全国ご当地エネルギー協会は北海道、九州、沖縄まで全国各地でエネルギーの地産地消を進めるということで、その中でも特に営農ソーラー、ソーラーシェアリングに皆さん非常に取り組んでいて、期待も大きい。

ちなみに、私はソーラーシェアリング推進連盟の理事も務めております。

それから、私ども全国ご当地エネルギー協会は、農水省から農村の再エネを進める相談窓口も受けておりまして、そういった経験を通して、本日、提言をさせていただきます。

2 ページ目ですが、今回、菅総理の2050年のカーボンゼロを目指す上で、農地の役割は非常に大きい。もちろん、我が国の食料安全保障という意味では、農地は非常に重要なのですが、同じくエネルギーの安全保障も重要である。しかも、昨今の気候変動と異常気象によって、農業の生産基盤そのものも危ういということも考える必要があるので、そういう意味では、農地を保全しつつも、農地を保全するためにも気候変動への対応が必要ではないかと思えます。

環境省が今年6月に出したポテンシャルを見ていくと、究極と言っても一応スクリーニングはされているのですが、太陽光の究極ポテンシャルは、農地と荒廃農地を合わせると、浮体式を含めた洋上風力に匹敵する、日本の総電力供給量の3倍程度のポテンシャルがある。もちろん、これを全部やる必要はなくて、風力と節電を考えていけば、電力の再エネ100%でも恐らく太陽光で30万~50万ヘクタール。結局、ゆくゆくは太陽光と風力で一次エネルギーも賄っていくセクターカップリングを想定すると、80万~150万ヘクタールが視野に入ってくるわけですが、当然、住宅の屋根はことごとくやるにしても、やはり農地の活用は非常に重要だと。それに対して、実績が非常に小さいのではないかとということです。

3 ページ目は、後で農水省の資料にも出てくるのですが、農地で例えば営農ソーラー、ソーラーシェアリングをやろうとすると、ほとんど農振地域に引っかかりますし、荒廃農地は荒廃農地と言いつつ、結局、今の郷田さんの話にもありますが、実質的な農転はなかなか進まないという状況にあるかと思えます。

4 ページ目は、今回の私どもの要望の言わば空間的整理です。

非農地認定されている荒廃農地は、ぜひ直ちに非農地化をトップダウンで自動的にやっ

ていただきたい。もちろん、ほとんどはやぶとかになっているのですが、それでも、太陽光の周辺の残地森林にもできますし、農地は平たんなところが多いので、伐採だけすれば結構できる。土を動かさなければ、かなり低コストでできるので、ここはぜひやっていったらいいだろうと思います。

それから、農地においては、まず、風力は全てことごとく農地転用が不要ではないかと思えます。これは次で御説明します。

それから、さすがに太陽光は新潟とか、大潟村のような優良地の地べたにだーっとやるのは問題があるので、後で御提案しますが、ドイツに倣って「低生産性農地」という区分を設けて、荒廃農地はもちろんなのですが、農地の中でも生産性の低いところを積極的に太陽光で活用していったらどうかと。

それから、営農型ソーラーについては、温室と同じようなものなので、農地転用そのものが一切不要ではないか。営農ソーラーは大体75%が第三者がやっていますので、そうすると、今度は農地法第3条の地上権・賃貸借もまた手続が非常に煩雑になりますので、これも不要です。

今の郷田さんの話にあった収量基準は、農家の方がハウスをやるのに収量基準を設けられた例はありませんので、そもそも収量基準は要らないだろうと。

それから、農地転用はもちろんですが、農業用施設として、ハウスの屋根とか柵塀に活用するのも賃貸借、附帯条件は全て要らないのではないかと考えております。

5 ページ目ですけれども、農地転用なのですが、そもそも風力とか太陽光に対して、農地転用という概念が要るのか。例えば、まず、風力発電で言うと、デンマークもドイツもむしろ農地で積極的にやってくださいと。むしろドイツはEEG、いわゆる再エネの固定価格買取制度の立地特権、プレバレッジというものがあって、しかもEUの農家所得保障も維持されるので、タワーのところだけを農地転用するというみみっちいというか、重箱の隅のような考え方をやめたほうがいいのではないかと。総体として農業が続いているのだから、細かいところを切り取って農地転用というのはやめたほうがいいだろうと。

これは営農ソーラーもそうなのですが、営農ソーラーの柱のところだけ農地転用するというのも非常に重箱の隅なので、それが結果として営農ソーラーをほとんど進めていない。今年の10月に第1回営農ソーラー国際会議があつて、私どもも出たのですが、日本が言わばパイオニアなのに、今は完全に追い越されていて、ドイツ、フランス、イタリア、アメリカ、韓国、台湾は営農ソーラーにまっしぐらなのです。今、日本だけ完全に取り残されている状況で、またここでも日本かという感じで、非常に残念な状況が営農ソーラーでも生まれてきている。

それから、農業施設に活用するのに、温室の中でしか使えないとか、非常にちまちました規制があるのですけれども、それはもういいではないかというか、農家の方がちゃんと収益を上げられる形で活用していったほうがいいだろうということなのです。

今、全体像を御説明したので、6 ページ目から、まず、荒廃農地については、再生可能

が困難な農地は自動的に非農地にしていくということで、地権者の申請で農業委員会という手続はもう不要ではないかと思います。農地のままで置いておくと、言わば税金が安いので、農業をやらない荒廃地のままで変な形で税的にメリットを得ている。これは公益性に反すると思います。

再生可能な荒廃農地はぜひ農業として活用していただきたいのですが、ドイツと同じように低生産性農地として活用して、いきなり実際に農業を再生するのも難しい場合には、農地転用なしで太陽光及び風力発電で活用していったらどうかと思います。

7 ページ目は営農型太陽光発電ですが、支柱のところだけ農地転用するというので、ここにいたずらに時間がかかります。これは時間がかかるだけではなくて、非常に煩雑で、しかも収量基準もあって、この収量で大丈夫なのか。しかも事前協議という段階があって、プロセスに非常に時間がかかり、非常に恣意的な判断が行われるのであるがゆえに、日本が発案者でありながら、今は世界的にもずるっと遅れつつあるということですので、これはハウスと同じ扱いで一時転用、そもそも農地法5条の転用は不要と。

第三者が行うケースが多いのですが、地主同意のみで農地法3条の地上権・賃貸借権も不要ということで、収量基準もわざわざ収量を落とす農家の方もないので、ハウスと同じ扱いで、収量基準は不要だと。これは先ほどの郷田さんの話と一緒にです。

8 ページ目です。農業施設は、まず、ハウスについては、第一種農地であっても、その屋根に置くことは一応認められているのですが、一体でくっついていないと駄目だとか、直接電力供給でないと無理だ、発電能力はこれまでの規模という非常に細かい制約があって、これはむしろやらせないための制約になっているということで、一切排除していただきたいということです。

それから、太陽光つきの温室を新たに新設する場合とか、温室の架台を強化して後から新たに設置するというのは今のところ明示的に認められていないので、積極的に推奨していただきたい。

それから、今ドイツで広がっている「Next2Sun」というものがあるのですが、今は日本もそうなのですが、垂直型で置くと、昼間は太陽光があって、電力市場のコストがぐっと下がるのですけれども、両面モジュールを使うと、片面の最適傾斜角南向けに対して95%ぐらいの発電量が確保できるのです。それで午前中と午後遅めに発電すると、電力市場的にもメリットがあって、しかも柵塀としても活用できて、例えば特に北海道の大型農業で牧草を作るようなところであれば、非常に活用量が増える。あるいは獣害防止の柵にももちろん使えますので、こういった新しい技術がどんどん出ていくので、こういったものの活用を推奨していただいて、これもぜひ農転不要、収量基準なしでお願いしたい。

9 ページ目は風力発電です。風力発電は、タワーとそのアプローチ路も農地転用が必要なのですけれども、先ほど御説明したように、ドイツとかデンマークはむしろ農地で積極的にやってくださいと。この前も山形の出羽三山とかで山の上に風車を造るのは、これはこれで保安林で必要などころがあるのですが、農地というと人家から遠くて、騒音とか低

周波といったものの影響が一番少ないということもあって、かつての山形県の酒田の例を除いては日本ではほとんど進んでいないということで、これを全ての農地において農地転用許可の例外としてはどうか。農地法3条の賃貸借も不要として、地主の同意だけでいいのではないかと。騒音とかほかの問題は、環境アセスとか実証アセスでクリアすればいいだろうと思います。

10分を超えてしまいましたけれども、10ページ目の農山漁村再エネ法は、あまりにも数が少ないので、むしろ全部の市町村で定めるように農水省のほうで進められたらどうかというのが要望5です。

最後の11ページ目ですが、公益的施設として、送電等は農地法4条、農振法10条で農地転用の許可が不要となっているのですが、これも再エネに着目して、まず、風力はこれで農地転用許可不要としてはどうか。太陽光は、全ての農地というのは乱暴なので、低生産農地と荒廃農地の再生可能な部分については、農地法4条、農振法10条を活用して、転用許可不要と位置づけてはどうかと提案しております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、本タスクフォース委員から連名のペーパーが提出されております。代表して原委員から10分以内で御説明をお願いします。

○原構成員 ありがとうございます。

資料4-1、委員4名の意見書について御説明します。

農地は再エネ利用の高いポテンシャルを有します。これは農水省の資料でも記載されていることです。このため、これまでも農地での再エネ導入に向けた取組がなされてきました。平成25年以降、農山漁村再エネ法の整備、営農型太陽光のルール整備などがなされてきました。

しかし、平成25年以降の6年間、農地での再エネ導入は1万ヘクタール強にすぎません。要因の1つが、農地規制による過剰・不合理な制約です。

この意見書の基本的な考え方ですが、再エネのために農業を犠牲にしてくださいと言うつもりはありません。不適切な転用を防ぐこと、遊休農地を耕地に戻すことは重要な政策課題です。さらに推進されるべきだと考えています。

問題は、農業利用の見込みがほぼない土地、農業と両立して再エネにも利用できる土地などの利用まで、過剰・不合理に妨げられているということだと思っています。

政府が「2050年カーボンニュートラル」を表明した中で、見直しが可及的速やかに、法改正を要しないものは年度内、無理な場合は遅くとも来年6月まで、法改正を要するものは次期通常国会が無理であれば、その次の会期までに法案提出すべきであるということです。

具体的な課題です。

まず「荒廃農地等の利用拡大」。荒廃農地には再生可能なもの、再生困難なものがあり

ます。次のページですが、再生困難な荒廃農地について、農水省は迅速に非農地判断を行うという通知が平成28年に出されています。しかし、実際に非農地判断がなされている例はごく僅かであり、農地として利用不能にもかかわらず、転用が阻まれているというのが実態です。再生可能な荒廃農地、耕作放棄地に関しても、より有効な土地利用に早期に転換する可能性が阻まれているということです。

問題は、農業利用の見込みが乏しい状態になっても、自治体の農業委員会、農政担当部局の方々が何とか耕作地に戻したいと言って頑張られることだと思います。これは何ら非難されるべきことではなくて、農政を担われている以上、職責上、当たり前のことだと思います。

ただ、結果として何が生じているかという、ほぼ農業利用の見込みのない土地が農地とされ続けて、年月を経て荒廃農地と化していくことになっているのだと思います。これは国土の有効利用の観点で、明らかに不健全だと思います。早い段階で再エネに利用する、あるいは再エネ以外でも六次産業施設、農泊、観光とかいろいろと考えられると思いますが、ほかの用途に転じることによって、地域を活性化できる可能性がある。地域の活性化が地域の農業の強化にも直結します。結果的に、農地と呼び続けることによって、農業の可能性をも閉ざしているのではないかということだと思います。

「必要な措置」として2つ挙げております。

再生困難な荒廃農地は、農水省も非農地だとすべきだと言われているわけですから、自動的に直ちに非農地にすべきだと思います。農水省の通知をもう一回出すとか、そういったことではなくて、自動的に非農地とする仕組みにすべきだと思います。

2つ目に、再生可能な荒廃農地や耕作放棄地については、その土地を農業に利用するのか、あるいは再エネに利用するのかを迅速に、また、農政の視点からだけではなく、総合的な視点で判断する仕組みを設けるべきだと思います。申請先・判断主体は市町村長として、判断基準を明確化すべきだと思います。

「(3)『農山漁村再エネ法』の運用本格化」です。平成25年に制定されて以降、基本計画を市町村が定めることになっていますが、基本計画を作成した市町村は僅か68です。

基本方針で目標の設定がなされていますが、農地面積に換算すると、経済的規模は600億円、384ヘクタールだと思います。桁が2つぐらい違うのではないかという数字だと思います。

「必要な措置」ですが、法律の趣旨を実現すべく、従来の延長ではなく、導入量、年限などですが、目標を適正に再設定すべきだと思います。これまでの目標を10倍にするといったことではもうお話にならないと思いますので、ぜひそういった目標設定を御検討いただければということです。地球温暖化対策推進法の改正で検討されている目標設定との整合性も必要と考えます。次のページに行きますが、その上で、市町村に取り組むインセンティブを与えるなど、必要な施策を進めるべきということです。

2つ目に、対象区域として、現在では農用地区域、荒廃農地以外の第一種農地が施行規

則によって対象外とされています。これらも対象区域として追加して、地域主導での再エネ導入を促進すべきと考えます。

(4)、営農型再エネ設備に関してです。平成25年の通知で一時転用として取り扱うこととされ、期間や単収要件などのルールが定められました。その後、荒廃農地の再生、農業経営の改善、地域活性化などに貢献する事例が生まれています。

一方で、荒廃農地を再生したいが、単収要件が達成困難とか、将来の単収要件の維持に不安がある、期間限定のため資金調達が困難になるといった理由で導入が阻まれる事例が見られます。

先ほどからのお話にもあったのですが、そもそも単収要件は、農地法の世界で特異なルールだと認識しています。農地法では本来、農地を保有するからといって、一定の単収を維持しなければいけないという義務はないわけです。温室などを建てる場合でも、そんな義務は当然かかりません。ところが、再エネ設備を建てる場合だけ単収を維持しなければならないという義務が生じるわけです。荒廃農地で営農型太陽光を設置する場合、従来は単収がゼロだったにもかかわらず、なぜか8割が条件とされる。これはおよそ合理性がないと思います。これは議論するまでもないと思います。

それから、これまで農業を実施していた農地でも同じです。一般の農地では、例えば今年体調が悪くなって、単収が6～7割になるといったことが当たり前に生じます。ところが、太陽光を設置した農地だけはこれが許されない。設備を取り外さないといけないという重いペナルティーを受けることになるわけです。これは全くおかしいことだと思います。

恐らく、ルール設定当初は、太陽光を設置する人はきっと農業をやめるに違いないという性悪説に引きずられたのではないかと思います。当時のお気持ちとして分からないわけではないのですが、既に農地の再生や地域の活性化につながる成功事例が大いに確認されているわけです。

一方で、ルールの弊害も生じています。正常なルールに戻すべき時期だと思います。

「必要な措置」として、温室などの農業用施設と同様に転用許可不要とすべきである。単収要件、期間制限、温室などの設備の場合には直接供給といった要件もかかっていますが、こういった要件も外すべきだということです。

それから、先ほど飯田さんからもお話がありましたが、別事業者が発電設備を運営する場合、同様の扱いとする。すなわち、農地法3条の許可などの追加的な手続は不要とすべきであると考えます。もし、営農確保のために必要があれば、日照制約の程度など、科学的な根拠に基づいて、合理的な要件設定を行えばよいということだと思います。

それから、風力発電についても、飯田さんからお話がありましたが、農業と両立が可能なわけですから、同様に転用許可不要とすべきだと思います。

「(5) 農地転用手続の透明化」として挙げております。農地法上は、申請から処理まで40日以内、一定の場合には80日以内といった処理期間が定められています。しかし、実

際にはいわゆる事前協議が求められ、予見不能な時間がかかります。これは処理期間を定めている農地法をある意味潜脱しているものだと思います。処理期間のめどを定めるなど、プロセスの透明性を高めるべきです。

最後に「(6) その他」ですが、今後、再エネが市場ベースで普及拡大していくためには、規制改革とともにその基盤を整えるための予算措置なども欠かせないと考えます。2兆円のグリーン基金創設が準備されていますが、例えば先ほど触れました市町村へのインセンティブ付与や利用可能性の調査など、再エネ拡大の基盤整備にも活用できるようにすべきと考えます。

以上がこの意見書の内容ですが、おかしなことは求めていると思いますので、農水省にはぜひ全て実施いただければと思います。この後の御説明の中で、実施しますという項目はやると言っていたいただければ結構です。もしできない項目がある場合には、それを御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○山田参事官 ありがとうございます。

最後に、農林水産省から、恐縮ですけれども、10分以内で御説明をお願いいたします。

○農林水産省（太田局長） 農林水産省食料産業局長の太田でございます。

資料5に基づきまして、説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。農山漁村における再エネ導入の意義でございます。農山漁村にはバイオマスあるいは水、土地といった資源が豊富に存在いたしますので、これらの資源を活用して再生エネルギーを導入して、地域の所得の向上につなげるといった趣旨で農山漁村再エネ法に基づく農林漁業の健全な発展と調和の取れた再エネ発電の取組、それから農地に支柱を立てて、営農を継続しながら太陽光発電を行う営農型太陽光発電の取組を推進しているところでございます。

今般「2050年カーボンニュートラル」ができましたので、これに向けまして、こうした取組を一層加速化していく必要がありますけれども、そのためには、下の枠にありますように、幾つかの課題があります。多くの資源が広く散在しているので、いかに採算性を確保するのか。あるいは災害時に備えて分散型の再エネに転換を図るのか、農業用利用との調整、それから環境への配慮など、地域合意をいかに形成していくか。さらには、これが一番重いのかもしれませんけれども、電力系統への接続。こうした課題を解決していく必要がございます。

2 ページをお願いします。こうした課題に向けまして、農林水産省では「2050年カーボンニュートラル」に向けまして、農山漁村地域の活力向上、あるいは農林漁業の発展に資する形で再エネの導入を加速化するための取組を強化していきたいということでございます。

まずは、新しい目標を設定するというところでございます。現在、再エネ活用によります農林漁業の発展を図る地域の経済規模を令和5年度までに600億円という目標を設定しております。これは今回の「2050年カーボンニュートラル」に向けまして、新たに設定し直

したいと考えております。

新たな目標につきましては、より広い視点で農山漁村地域における太陽光、風力、バイオマス、小水力といった再エネ全体の導入目標としたいと考えております。

それから、新たな目標の下で、農山漁村における再エネの導入を促進するための施策を強化ということで、ここに書いてあります地産地消の取組、ロゴマーク、営農型太陽光発電の全国展開のための支援、関係省庁との連携といったことも取り組んでまいります。

必要な規制の見直しにつきましても、一番下に書かせていただきました。これにつきましては、後ほど説明をさせていただきます。

3 ページをお願いします。農山漁村再エネ法につきましては、平成25年に成立、平成26年5月から施行されております。ポイントは、農林漁業の健全な発展と調和の取れた再エネ発電を促進するという点でございます。

4 ページは、再エネ法のスキームでございます。まず、市町村が基本計画を作成し、事業者の設備整備計画を認定する。それによりまして、農地法等の手のワンストップ化を行うということでございます。先ほどのお話にもありましたように、市町村が中心となって設備整備者、農林漁業者、地域住民から成る協議会を設けまして、いろいろな地域の活性化の方針、土地利用の調整等の合意形成を図ることによって取組を推進するという点でございます。

5 ページから 7 ページは参考資料ですので、8 ページに飛んでいただきます。今回の焦点になります農地関係の制度につきまして、説明をさせていただきます。

8 ページ、農地に再エネ設備を設置する場合の規制につきましては、農業振興地域制度と農地転用許可制度によって運用しております。農地の転用の規制につきましては、御案内のとおりだと思いますが、農地は米、麦などの主食である食料を生産するといったことによりまして、食料の安定供給に必要だということで確保していきたいということがこの規制の目的でございます。

一方で、土地には住宅をはじめ、農業以外にも様々なニーズがありますので、農地が大きく減ってしまったり、虫食い状態になったり、効率的な農業生産ができなくなることを防ぐために、また、昨今で言えば効率的な農業経営、スマート農業を推進するという点でまとまった農地を確保する必要があります。このため、農業振興地域制度では農用地区域として農地を守るべきエリアを設定するとともに、農地転用許可制度におきまして、個々の具体的な転用事業の許可制の下で、生産性の高い優良農地であれば、転用できる条件が厳しく制限される。それから、先ほどの御議論にもありましたように、生産性の低い農地あるいは市街地近郊の農地につきましては転用しやすくし、できるだけ優良農地以外の場所でいろいろな土地利用をしていただくことを誘導する仕組みになっております。

9 ページをお願いします。再エネ法では、農地法の特例として、転用許可のワンストップ化などの仕組みが設けられております。計画の認定を受けることで、改めて転用許可の手続を取ることなく、整備することができるようになっております。このワンストップ化に

加えまして、通常は転用できない生産性の高い第一種農地につきましても転用ができるようにして、再エネの導入を図るようにしているところでございます。

10ページをお願いします。営農型の太陽光発電でございます。農作物を栽培しながら、同時に太陽光発電にも農地を活用していただく仕組みとして、農用区域内の農地とか第一種農地などの優良な農地でも取り組めるものとなっております。このために、この取組に当たっては、きちんと営農を行っていただくこと、あるいは最終的に発電に利用されなくなった太陽光パネルを撤去していただくことをお願いしております。

11ページをお願いします。先ほど、後ほど説明させていただくと申し上げました規制の見直しについてでございます。

農地につきまして、先ほどの国民への食料の安定供給のために、特に優良農地を確保していくのは引き続き担った上で、最近、農地の荒廃化が大きな問題になっております。荒廃農地につきましては、農地の再生利用、あるいは荒廃化を防ぐための対策を進めることが基本でございますけれども、今までも御議論がありましたように、なお農業的な利用が見込めないものも相当程度あるわけでございます。農林水産省といたしましても、優良農地の確保と同様に「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けまして、農業的な利用が見込まれない荒廃農地を最大限活用できるようにして、食料生産とのバランスを取る形で再生エネルギーの導入を促進してまいるといのが大きな方針でございます。

このため、本日の御提案を踏まえまして、既に森林といたしますか、やぶだと思いますが、そうした様相を呈している再生利用が困難な荒廃農地の非農地化を一層進めること。農山漁村再生エネルギー法を活用して、再生利用が困難だけではなくて、営農が見込まれない荒廃農地をより再エネ設備に活用するための方策。それから、荒廃農地を活用した営農型太陽光発電の促進に向けた運用の見直しといったことを検討いたしまして、通知などで措置できるものにつきましては今年度中、3月中に対応してまいりたいと考えております。

12ページ以降は参考資料でございますので、説明は省略させていただきまして、先ほどからの御提案に対する回答を幾つか説明させていただきたいと思っております。

まず、営農型太陽光発電につきましては、いろいろと御意見をいただきました。これまで荒廃してしまって、全く収量がない農地、荒廃農地につきましては、確かに地域の平均点を取ることは難しいということは十分にあり得ることだと思っておりますので、この辺につきましては検討いたしまして、荒廃農地を活用しやすくなるような余地につきまして考えているところでございます。

ただ、一方で、適切に耕作されている農地で取り組む場合には、太陽光パネルの設置を契機に農地の荒廃化が進んでしまえば本末転倒でございますので、そういった点も踏まえて検討する必要があるのではないかと考えております。

御意見にありましたような体調を崩すとか、災害で収穫できなかった場合といったことにつきましても、基準が適用されるものではないということは改めて説明させていただきたいと思っております。

再生エネルギー法につきましても、さらに活用していく方針の下で、農林水産省としてはこの仕組みを通じて、営農が見込まれない荒廃農地につきましても、もっと再エネを利用しやすくする工夫につきましても検討してまいりたいと考えております。

非農地判断につきましても、通知を発出しているところでございますけれども、さらにできることとして、再度周知徹底すると同時に、鳥取県で農業委員会が法務局と協議して、非農地判断をした場合に、所有者が登記をしないといけないわけでございますが、その所有者に代わって市町村長が職権で一括して地目変更の申出ができるといった取組がありますので、この取組を横展開して、非農地判断をしたらすぐに地目が変わるような取組につきましても進めてまいりたいと思っております。

すみません。時間が超過いたしました。以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

以上を踏まえまして、質疑応答に入りたいと思います。御質問、御意見等がある場合は、挙手の上、御発言ください。質問と回答は簡潔にお願いいたします。

まず、大林委員。

○大林構成員 皆様、お時間をありがとうございます。自然エネルギー財団の大林でございます。

本日は、農水省の方々、そしてヒアリングの対象者の方々、御意見ありがとうございます。

私どもの意見は、先ほど原委員から説明さしあげたとおりでございますけれども、何点か申し上げさせていただきたいと思っております。

第1点なのですが、農水省から新しい目標値を設けるということで、2ページ目に「新たな目標の設定」がございます。ただ、非常に漠然しているかなと考えております。

まず、先ほどヒアリング対象者の飯田さんからも御説明がありましたけれども、これから自然エネルギーを軸としたエネルギー政策を展開していくための考えますと、参考資料のほうに取り上げていただいているのですが、資料4-2の4ページ、5ページを見ていただきますと、私ども自然エネルギー財団の試算では、足元の2030年で太陽光発電が145ギガワット入る必要があるということで、これは2030年に自然エネルギーで45%賄うといった提案をしております。その場合、荒廃農地等への導入面積としては7.5万ヘクタールを考えております。

先ほど大臣からもお話がありましたように、今、日本の産業界が自然エネルギー45%どころか、個社では100%やっていきたいという会社もできています。ということで、今「RE100」という世界的なキャンペーンがありますが、日本から46社がそれに参加しております。

また、自然エネルギーを進めていこうということで集まっている政令市の自然エネルギー協議会は45%を目標として提言しておりますし、全国知事会も2030年で40%以上の再生可能エネルギーの導入と言っています。経済同友会のような経済界でも40%以上と言って

います。

国が2050年に自然エネルギーで電力の50～60%を賄うという目標ですが、その目標だけでも詳しくみると、2050年には少なくとも今の電力需要の全部は再エネで賄うぐらいのターゲットを設定しなくてはならない。さらにセクターインテグレーションしていくと、非常に大きい目標値になります。参考資料の4ページ目では、太陽光発電協会が、80%削減シナリオで太陽光発電の導入量は420ギガワットとしております。

私どもは、2050年に100%自然エネルギーでやる場合に、太陽光は大体500ギガと出しておりまして、それを考えますと、大体ここで出している2030年の7.5万ヘクタールの3～4倍ぐらいが必要なのかと思っております。20万～30万ぐらいが荒廃農地に入っていくので、もう少し具体的な目標値が必要かなと思っております。他は、本当に分散型の太陽光が様々なところに入っていくでしょう。

一つは、今後、環境省も地球温暖化対策の実行計画で、自治体に対して再生可能エネルギーの導入量の目標値の書き込みをすることを提案する報道がなされておりますので、試算、経済規模ももちろんなのですが、それも含めて、農地を利用した自然エネルギーの導入みたいなものを具体的に、規模で、例えばギガワットベースで、あるいはパーセンテージベースで掲げさせるというのを、ぜひ環境省並びに経済産業省と一緒に、足元からつくっていく。この農山漁村再エネ促進法自体は共管でやられていると理解しております。しかも、2050年とかではなくて、2030年、2040年の目標値も具体的に立ち上げていくことが必要なのではないかと思えます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

高橋委員。

○高橋構成員 都留文科大学の高橋と申します。

先ほどから郷田さん、飯田さん、農林水産省ということで御意見を伺っておりました。どうもありがとうございます。

先ほどの委員ペーパーに加えて、私のほうからも何点か意見を申し上げたいと思っております。

まず、農山漁村再エネ法についてでございます。2014年に施行されてもう6年ぐらいたつということなのですが、御存じだとは思いますが、私は再エネ法ができた後の食料産業局長の懇談会に呼ばれまして、どうしたら農家が再生可能エネルギーに取り組んでいけるのかということ半年ほど議論させていただきました。私はそのときにすばらしいことだと本当に感動しておりました。もちろん、農業の食料生産も絶対に重要なわけですが、農林水産省はどうしても農地を守らなければならないという目的がこれまでかなり強かったのかなと思っていたところ、違うのだ、農地を守るのではなくて、農家、農業を守るのだという趣旨でその法律ができて、かつそういう懇談会をつくって、再生可能エネルギーを農家がやっていける、あるいは農業地域において普及できる、それは農業のた

めになるのだと。

これは物すごい発想の転換だったと思っていて、私もそれに多少なりとも御協力できたのかなと本当にうれしく思っていたわけですが、6年たって、率直に言ってかなり低調な状態が続いているのは非常に残念に思っている次第です。68件の基本計画を作成しました、設備整備計画全体でも80ということにして、残念ながら当初の見込みとはかなり外れたのかなと思っている次第です。

先ほどから私どものほうからも、あるいはヒアリング対象者からもこういう点を改善すべきであるという指摘がなされておりますけれども、後ほどで結構ですけれども、一つ御返答いただきたいのは、どこに問題があったのか。農林水産省として、この法律の精神は本当によかったと思うのですけれども、残念ながらここまであまり活用されてきていない。他方で、釈迦に説法ですけれども、残念ながら日本の農業自体がそれほど振るっていかない状況が続いてきているという中で、どこに原因があったのかということはどう評価されているのかということをお伺いしたい。

2点目が、それに対して、私どものほうからも提案をさせていただきましたけれども、先ほども局長から見直しますというお言葉があったのですけれども、この辺はこのように見直しますとか、私どもの提案のここは賛成するとか、ここはもうちょっとこのように考えさせてほしいとか、なるべく具体的に御意見を伺いたいと思っています。これが1点目です。

2点目が、先ほどの大林委員からの御指摘とも重なるのですけれども「2050年カーボンニュートラル」の件についてです。河野大臣の冒頭の御発言にもありましたけれども、これは政策の大前提が大きく変わったということだと認識しております。農業ももちろん大事、エネルギーももちろん大事、ほかの環境アセスも大事ですし、様々な大事な政策がある中で、政策の優先順位が少々変わったのかなと。だから、農業はどうでもいいというのはもちろん全くないわけですけれども、もう少し調整をしていく、はっきり言うと、再生可能エネルギーを増やす方向で農業政策も変わっていく必要があるのではないかと感じております。まさにその場合、先ほどの精神で、農業のために再生可能エネルギーを増やすのだと。大げさに言うと、再生可能エネルギーの所管をしているのは農水省であるというぐらいは考え方があってもいいのかなと思いました。

先ほど局長は目標値を設定すると御発言されましたけれども、600億円という目標も農山漁村再エネ法にはあったわけですが、かなり小さな、あまり野心的ではない数字なのかなと思っております、そういう意味では、政府全体の中でカーボンニュートラルを実現していく中で、農林水産省に何ができるのか、どこまでやらないといけないのかは、もちろん、それは農政ともバランスを取りつつも、これまでとは違うことをやらないといけない。どういう野心的な目標を農林水産省から出せるのか、あるいは自治体のほうに委ねられるところは委ねるのかといった点についても、もう一步踏み込んだ決意といいますか、具体的な御発言を期待しております。

3つ目が、先ほどからもっと緩和をしましょう、農業のためにもなるのだから、ソーラーシェアリングであれば収量の件とか、農地の転用についても緩和する余地があるのではないかという御指摘があるのですけれども、特に伺いたいのが風力発電についてです。私は農林水産省のウェブサイトとかの資料もかなり拝見させていただきました。農山漁村再エネ法の資料も、ウェブサイトのものも拝見させていただきましたのですけれども、残念ながら風力発電についてあまり触れておられない。

先ほど飯田さんからも風車は農業に対してほとんど悪影響はないのではないかという御指摘がありました。私も何度もドイツとか北欧とかに行っておりますけれども、普通に農村の中に風車が建っている田園風景とまで言うと言い過ぎかもしれませんけれども、非常に調和した状態になっていると認識しております。もちろん、科学的な根拠は必要だとは思いますが、普通に考えれば、太陽光と比べれば、明らかに風車は農業に対する悪影響はほぼない。ほぼないということは、プラスの影響が非常に大きいということです。

ソーラーシェアリングももちろん大事ですけれども、残念ながら、特に風車にあまり前向きに取り組まれていないように見られるところがございますので、もう少し風車とか風力発電と農業の親和性といいますか、特に風車をどのように考えておられるのか。風力発電事業と農業という観点について、特にコメントをいただければと思っております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○山田参事官 委員の御発言はまだまだあるのだと思いますけれども、一旦ここで切って、農水省から御回答をいただいてもよろしいですか。

○農林水産省（太田局長） 御意見ありがとうございます。

私から幾つか説明をさせていただきます。

最初に、大林委員からありました目標設定についての考え方でございます。現在の目標は金額で表しているわけでございます。これは売電収入を金額化して、それを目標として立てているわけでございますけれども、今般、カーボンニュートラルという新しいターゲットが求められておりますので、それに向けて、新しい目標設定としては、農山漁村地域において、先ほど風力の話もありましたが、風力や木質系のバイオマス発電、太陽光発電といったものも含めて、どれぐらいのギガワットになるのか、パーセントになるのかは詰めていきたいと思っておりますけれども、売電収入だとFITの価格が変動したりということもありますので、そういったことにも影響されますので、そういうことがないように供給する電力量ベースというのでしょうか、そういったことで決めていきたいと思っております。具体的な数字は、今、持ち合わせておりませんので、これから整理していきたいと思っております。

それから、高橋委員からございました再エネ法がなかなか進んでいないではないかということでございます。政策としては、再生エネルギーを進めるということで、営農型太陽光発電の取組も、この法律施行後に新しい施策として打ち出したり、取り組んできてはいるところがございますけれども、先ほどありましたような基本計画が68件にとどまってい

ることも事実でございます。要因としては、この制度自体が手挙げ方式、やる気のあるところが手を挙げてくるという方式でございますので、それほど機運が高まってきていないのかなということと、我々のほうの周知も十分でなかったのかなということが反省点だと思っております。

今般、政府を挙げての政策が強力に推進されるということでございますので、いま一度こうした取組につきまして、何か締め直すみたいな形で進めていきたいと思っております。

先ほどありました風力につきましては、再生エネルギーの中に風力も位置づけて進めようとしておりますので、風力がないがしろにされているということではないと考えております。

○山田参事官 続きですか。

○農林水産省（牧元局長） 続きです。

私からは農地規制の観点で、高橋先生からお話があった風力の関係とソーラーシェアリングの関係について、コメントさせていただきたいと思えます。

まず、風力についてでございますけれども、市町村が風力発電をお造りになるケースも多いかと思いますが、市町村がお造りになるときには転用許可不要となっております。具体的にさらに申し上げますと、一つは、農地法の中で指定市町村という制度がございます、県の権限を一部の市町村に降ろしているわけでございますけれども、指定市町村であれば、県と同様の形で許可が不要となります。

もう一つ、指定市町村以外の市町村につきましては、土地収用法に掲げられたような事業を行う場合には許可不要という扱いになっておりますので、このような観点で、いずれにしても市町村が設置する場合には許可不要という扱いになっております。

あと、もう一つ、風力発電であっても、簡易な構造で支えられるような小型の風力発電ということで、まさに営農と共存というか、営農型の太陽光と同じような形で、営農しながら風力をやるというものにつきましては、営農型の太陽光発電と一緒にございますので、そのようなルールが適用されるということでもあります。

恐らく、一番問題になりますのは、民間事業者の方がいわゆる堅牢な支柱を立てたような風力発電をお造りになるような場合ですけれども、こういった場合につきましては、農業サイドからすれば、できるだけ農地を避けていただきたいと思うわけでありまして。しかしながら、地盤の状況とか、もろもろの地域の状況によって、これは農地に建てるしかないということであれば、知事の転用許可を経て建てることができます。これも農地法の世界の中で公共性の高い事業だということであって、いわゆる優良農地であります一種農地にあっても、転用許可をすることができるということが制度上、明記されておりますので、若干の面積でありますけれども、どうしても農地を潰して風車を建てなければいけないということであれば、知事のチェックをいただいた上で、都道府県のチェックをいただいた上で建てるということが可能ということになっておりますので、これらの制度の運用によって、風力につきましても、公共性の高い事業ということで、特例的にいろいろな許可対象にし

ているということでございます。

それから、もう一つ、ソーラーシェアリングの関係につきまして、いろいろと御意見をいただきました。

まず、いろいろと御意見がございました、荒廃農地についても8割単収の基準をつくるのはおかしいのではないかということは大変ごもっともな御指摘でございますので、この点につきましては、今年度末までに必要な措置をしっかりと講じていきたいと思っております。

一方、荒廃農地以外のところで営農型の太陽光発電をやる場合でございますけれども、この制度の趣旨はまさに営農と太陽光発電を両立していただきたいという趣旨でありますので、営農がしっかり行われているということを確保する必要があるということでございます。その意味で、例えば収量の8割要件をつくっているわけでありましてけれども、なぜ8割かと申しますと、農業の世界では、3割減収はほとんど災害の世界であります。農業の災害に対応する制度で農業共済という制度もございましてけれども、3割減収というのは、農業共済の共済金の支払い対象になるものでございまして、3割といった災害のところまでいかない程度の単収減であれば許容して、言ってみればかなり緩やかな基準でやっていただいたらどうかという趣旨でもうけたものでございます。

ただ、そこにつきまして、委員の先生方の御意見として、日照の制約の程度など、科学的な根拠に基づいて、合理的な要件設定をするべきではないかという御指摘もいただいたところでございます。これは論理的には大変ごもっともな御指摘かと思っておりますが、科学的な根拠ということで突き詰めてまいりますと、作物によって日照の制約による影響は当然異なるわけでございます。

例えば、現場でもシイタケの原木栽培みたいなもので太陽光の下で行われている例もございましてけれども、これなんかはほとんど日陰でも関係ありませんので、日照の影響はほとんどないかと思えますし、逆に例えば葉物の野菜のコマツナ、ホウレンソウとか、そういうものを作っていれば、日照が遮られれば、当然ある程度の影響があろうかと思えます。

このように、科学的根拠ということですと詰めていきますと、品目、品種によっても異なりますし、また、日照時間そのものが地域によっても異なりますので、そういうものを全て分析した上で設定するということになる、現実的にはなかなか難しいのではないかと。

もう一つは、こういう科学的な根拠で突き詰めて基準をつくりましますと、恐らくは今の基準よりもハードルが上がるのが想定されるわけでございます。そうであれば、大変アバウトな基準で恐縮でございますけれども、この8割の基準は、現場に一定程度受け入れていただくことができる基準ではないかと思っております。

あと、期間の制限も撤廃したらどうか、あるいは20年にしたらどうかという御議論もあるところでございます。これにつきましては、10年は一時転用が認められる最長の期間だということでございます。しかしながら、FITが20年なのだから、FITの20年でもいいので

はないかということでもありますけれども、このFITの20年の中に、1回は営農の継続、あるいは最終的な発電設備の撤去とかを担保する上では、一度はチェックをする必要があるのではないかということで、このような期間を置いているということでもあります。

それから、先生方の御意見のペーパーの中で、直接供給などの要件を外すべきという御指摘もいただいておりますけれども、これは若干誤解があるのではないかと感じておりまして、営農型太陽光発電につきましては、自家消費とか農業用施設への電力の供給という条件はなくて、むしろこれは専ら売電を行うことを前提とした仕組みだということですので、御理解いただければと思います。

私からは以上であります。

○山田参事官 原さん、お願いします。

○原構成員 項目が幾つものになってしまったので、最初に目標設定のお話からしたいと思いますが、先ほど農山漁村再エネ法について、機運が高まっていないので、なかなか自治体で動いてもらえなかったというお話がございましたが、機運を高めるのが農水省のお仕事だったわけで、申し訳ないけれども、ここ数年間はできていなかったということなのだと思います。

この先の目標設定ですが、60自治体という前提で、その延長上で考えられるのか、あるいは全ての自治体で取組を進めていくという前提で作り直されるのか、どちらでしょうか。

○農林水産省（太田局長） 全ての農山漁村地域を対象にした目標設定にしたいと考えております。

○原構成員 では、全ての自治体で基本計画がつくられて、取組が進むように施策を講じられるということでしょうか。

○農林水産省（太田局長） それが目標になるということでございます。

○大林構成員 例えば今の農山漁村再エネ法は2023年度に600億円の目標値ということですが、現在、372億円と聞いております。そういう意味では、私どもが出した2030年の目標値の145ギガワットの太陽光で言うと、7.5万ヘクタールの農地ということですので、今のペースだと3万にしか達しません。かなり目標値の上乗せが必要だと思います。先ほど御説明いただいたときに、売電収入に換算してということだったのですが、パーセンテージでもギガワットでも同じ並列で換算できると思いますので、分かりやすくするためにぜひそこを頑張っていただきたい。

次に、風力についてのお答えがあったのですが、私は1990年代からずっと風力を応援してきているのですが、先ほどヒアリング対象の飯田さんの資料の9ページ目を見ていただきますと、明らかに風力は必要な面積が少なく、農地と共存できるということだと思います。北海道でも牧草地に風車が建っていて、その下で牛が放牧されていたりとか、そういった現場はたくさんあります。ですので、ぜひ風力については、公益性が特に高いと認められる事業に位置づけしてはどうかと思います。

先ほどコメントで自治体が風力発電をやられるケースが多いということだったのですが、それはもう昔の話です。1990年代から2000年代の初めのほうの話で、事業者が中心になって自治体と一緒にやっていることはございます。当然、自治体の許可を得ないと風力発電設備をつくれませんから。業者は今の制度を前提として陸上風力を考えていますので、予め農地に引っかからない場所など、いろいろな制限を排除した上でやっているのです。日本の場合は4ギガワットという非常に少ない陸上風力の導入量です。先ほども系統が地域で自然エネルギーを入れていくのに障害になっているとあったのですが、系統の話と土地の話がクリアできれば、本当に大きな賦存量が日本にもあると思いますので、ぜひ風力発電を頑張ってください。

前に農地に風力を建てた場所はリプレースしたり、例えば故障が入ってメンテナンスをするときに、全て一時転用してメンテをやったり、また許可を取ってから現状を戻していくことをやらなくてはならなくて、事業者にとっても大きな負担になっていますので、ぜひ対応していただきたいと思います。

○農林水産省（牧元局長） 御意見ありがとうございました。

今、大林先生からお話がありましたように、確かに風力については、農地と共存できる施設だと私どもも思います。

しかしながら、では、御提案のように風力については転用許可不要だということで、どこでも建てられるのだということになりますと、民間事業者の皆様方は当然、再エネ促進という観点だけでお建てになると思いますので、例えば優良農地の真ん中に鉄塔が建つみたいなのもあり得るわけでございます。そこについて、私どもはできないと言っているわけではなくて、県のチェックをちゃんと受けていただいた上でやっていただいたらいいのではないかという制度になっているという趣旨でございます。

○山田参事官 原委員。

○原構成員 営農型太陽光については、営農と両立できるのではあれば構わないというルール設定が既になされていて、今回、私たちはそれをさらに合理化してほしいというお願いをしているわけですが、それと同様に風力についても取り扱っていただけるのですか。

先ほど一部の風力については、営農型太陽光と同じ扱いをされているかのようなお話もあったのですが、もう一回教えていただけますか。

○農林水産省（牧元局長） 営農型太陽光と同じ扱いをさせていただくというのは、あくまでも営農型太陽光と同じような形で、営農しながら、その上に細い支柱とかを建てて、小型の風力発電を置くとか、そのような場合については営農型太陽光発電と同じ扱いができるということで申し上げたところでございます。

そうではなくて、先ほど写真でお示しいただいたような、巨大な支柱を建てて行う風力発電につきましては、営農型太陽光発電と同じ扱いにはならないということでございます。

○原構成員 どこまでが太陽光と同じ扱いになるのかという基準は明確になっているのですか。

○農林水産省（牧元局長） 基準と申しましょうか、要は営農型太陽光発電なり、営農型の風力発電でもいいのですけれども、あくまでも営農を続けながら発電をするということで、農地法の世界で一時転用ということで認められた世界でございますので、そういうものだという御理解いただきたいと思えます。

それに対して、風力発電については、確かに潰れる農地面積は少ないかもしれませんがけれども、支柱を建てるところの農地は農地以外のものになるわけでありまして。それは農地を農地以外のものにするということで、基本的には転用許可が要するという世界であります。

○原構成員 農地全般は、基本的に農業に使いながら、巨大とおっしゃる規模がどの程度のものなのかはよく理解し切れなかったのですが、そういうことなのだと思いますけれども、飯田さんにも御意見を伺ったほうがいいのではないですか。

○全国ご当地エネルギー協会（飯田事務総長） それこそドイツとかデンマークの例を考えても、確かに1本の風車で見たら巨大かもしれないのですが、総体としては農業が行われるわけです。ですから、その1本だけをもって農地ではなくなるから農地転用をするというのは、先ほど私も言いましたけれども、重箱の隅というか、あまりにもマイクロ過ぎるであるがゆえに、デンマークもドイツも積極的に農地でやってくださいと言って、タワーの下も含めてそこは農地のままなのです。

営農型太陽光もそうで、営農型太陽光の支柱だけを取り上げて、これを一時転用してくださいというのは、あまりにも細かい規制過ぎて、総体として農業がやられているのであれば、農地転用そのものをやめるべきだというのが私どもの提案で、それを今の法案で見るとすれば、先ほどあった農地法4条と農振法10条にある公益性で農地転用不要と位置づければ、簡単にできるではないかと。

もう一個言わせていただくと、先ほどの10年の話は、あまりにも事業実態を御存じなさ過ぎて、10年になると何の問題があるかという、大体太陽光とか風力は15年ぐらいのファイナンスを組むのですけれども、10年になった瞬間に、10年で全部返すキャッシュフローをつくれと言われるのです。そうすると、本当に資本金を5割積むとか、そういうことをやらないと駄目なのです。10年で本当にファイナンスが非常に厳しくなるので、農地転用からくる10年なのであれば、そもそも農地転用ではなくて、太陽光も風力も20年ではなくて、30年、40年使うことが期待されているので、それをちゃんと視野に入れて、農地とともに農家も守る。

先ほど説明を飛ばしましたけれども、農林中金もJAと組んで、積極的に農地を使った太陽光を進めようとしているのですが、肝心のこの規制が障害となってあまり進まないという実態もあって、農家、農地、農業、エネルギー、気候変動の全てが満足する形の大局的な規制の見直しをしていただきたいというのが私どもの要望です。

○山田参事官 河野大臣。

○河野大臣 農水省は非常に前向きでありがたいと思っております。ただ、昔、誰かが言っていましたけれども、スカート裾を踏んでいるのかなど。それなら、スカートの裾を

切っても前に進まなければ「2050年カーボンニュートラル」は達成できないのだと思います。

都市近郊の農業を例にすると、例えば市街化で土地を持っていてアパートの経営をしながらやっている農家は、経営がその分安定する。だから農業にも投資ができる。調整区域だけだと、全部の売上げを農業に頼らなければいけないから、ちょっと変動が出てくる部分があって、風車なり、太陽光できちんと収入がある程度見込まれるというのが、中山間地をはじめ、いろいろなところの農家にとってはプラスになるのではないかと思います。

私もデンマークなんかで風車を農地につくっているのを見せていただいたことがありますけれども、そんなに面積を取っているわけではないわけです。確かにそこはコンクリートを打って塔を建てるから、そこでキャベツができるか、米ができるかといったら、そういうことはないのでしょうかけれども、全体として非常に僅かな部分に風車を建てることによって、それなりの収入がそこから得られるということであるならば、むしろ農業の継続性にはプラスになる部分はやはりあるのだらうと思います。

ですから、そういうところをしっかりと見ながら判断していく必要があって、飯田さんの話にもありましたけれども、農林中金が前向きに融資をしよう、JAあるいはその系列の金融が投資・融資ができるという部分で、そこにいろいろなノウハウが積み重なっていけば、農林中金がいろいろな意味で影響力を発揮できる部分ということにもなってくるのだと思います。だから、せっかく前向きにカーボンニュートラルに向けていくと言うならば、裾を踏みつけられたら、足をどけると言っていて、前へ行くという意味が非常に大事なのではないかと思います。

それから、目標を金額でやるのか、発電量でやるのか、いろいろなあれがあると思いますが、量を増やしても、今の600億というのは多分、FITが高いときのものなのかもしれませんが、量を拡大していくと、桁が2つぐらい上がるのではないかという気もするのです。そうすると、かなりの部分が農家の収入になってくるころがあるわけで、今、規制改革推進会議でも、農業を高度化していくためのいろいろな資金調達の方法の選択の幅をもう少し広げようという議論をしていますけれども、こういう再生可能エネルギーで収入が上げられるという道は、大なり小なりそこへ貢献もするわけですから、トータルで見ると農業にとって非常にプラスになるのだらうと思います。

さっきの郷田さんの話を聞いていても、もともと農業に全く何の貢献をしていなかった荒廃農地からの収入で、農業に対して投資ができるということも十分にあると思いますから、そのところは農水省にもう一歩前へ出られるような検討をしっかりとやっていただきたいと思いますが、専門家の話をしっかりと聞いて、前に出てほしいと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

川本委員。

○川本構成員 慶應大学の川本でございます。ありがとうございます。

時間の関係もありますので、私から3点まとめて質問させていただきたいと思います。

私どもの意見と、先ほどこれからこうやっていくという御提案をいただいたわけですが、その点について質問させていただきたいと思います。

最初に、農水省の資料の11ページの4の①の非農地判断です。再生利用が困難な荒廃農地については非農地判断を進めるということをお願いしたので、これは是非やっていただきたいです。この点に関し、委員ペーパーにも書かせていただきましたが、単に自動的にこれまでの通知をもう一回やるということではなくて、これまで進まなかったということ踏まえて、非連続的な措置をぜひ取っていただきたい。

あと、再生利用が困難という土地だけではありません。12ページの赤い部分が荒廃農地で再生困難ということですが、そこにまさに書かれていますように、荒廃している土地はまだほかにもたくさんあります。再生可能に見えるのだけれども、荒廃してしまっているという農地が結構たくさんある。これについても、もし再エネの利用の希望があるのであれば、迅速に非農地判断をしていくという体制をぜひ取っていただきたいというのが私どもの意見の趣旨でございます。さっき原委員も説明しましたけれども、これまでの実績を見てみますと、農業委員会中心の判断プロセスではほとんど進まなかったという事実がこれまでであるわけです。従って、市町村全体、首長が判断するという体制を早く進めていただかないと、もう現に荒廃しているわけですから、ほっておくとさらに荒廃する可能性が非常に高いわけです。特に再エネ利用という希望が出てきている場合ですから、これはスピーディーに判断する体制を新たにつくっていただく。大変お手数ですけれども、ぜひやっていただきたいというのが1点目です。

第二に、11ページの②で、先ほどから農村の再生エネルギー法が議論に出ています。当方としてはぜひ目標を高く設定してほしいということですが、そもそもこの法律は市町村がイニシアチブを取って、再エネ施設を整備する地域を設定していく仕組みだという御説明がございました。

その場合、営農が見込まれない荒廃農地についてはどんどん活用していきますと書かれています。一方、今、農水省が出している方針では、農用地区域の第一種農地は、そもそもこういう施設整備の対象にならないということになっております。しかし、これはまさに市町村が協議会の中でよく話し合っ、この土地はどうすべきかということ議論した上で決めるわけです。そこに中央から「農用地区域を再エネ整備の対象にしてはいけない」と言うのは、ちょっと行き過ぎだと思います。ぜひそういった中央からの縛りは外していただいて、市町村が望めば、これまでの農用地区域であっても、どんどん再エネが整備できるというふうにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目ですが、先ほどから議論になっている営農型の発電施設を設置していく話です。荒廃農地を活用した営農型発電施設の設置については、単収要件等を外していただく方向で検討していただくのは非常にありがたいと思いますが、さっきの局長の御説明でも、今農業をやっているところではなかなか自動的に認めるわけにはいかないという御趣旨の御説明だったと思います。

その御説明の中で、いろいろな作物があって、日照時間とかが少なくなっていて、どれぐらい収量が落ちるかということについて、多様であってなかなか難しいと。ここで最初に河野大臣がおっしゃった、そもそも規制の立証責任は行政にあるという点が重要になると思います。何か分からないから、取りあえず規制するというように聞こえました。原則は農業を続けながら、再生エネルギーの施設をつくろうということですから、それは原則自由にさせていただいて、もし、農水省がある方法では生産力がどうしても落ちてしまうという科学的エビデンスを集められて、困るという場合には駄目だと規制をしていただくということではないでしょうか。まず、エビデンスをそちらで集めた場合には規制する、原則は自由だ、ということでぜひ進めていただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

長くなって申し訳ございません。

○故郷創生会（郷田代表） 意見をいいですか。

○山田参事官 まずは農水省に答えていただきます。

○農林水産省（望月課長） 農地政策課長の望月でございます。

1点目の非農地判断について、自動的に進めてもらいたいとお話をいただきました。土地の登記を変更する際には、不動産登記法の37条によりまして、所有者が行うことが原則になっています。

一方で、地方税法の381条におきまして、市町村長が職権で所有者に代わって登記申請を行うことができるというシステムがビルトインされています。まさに鳥取県の事例もこの法律を使いましてやった事例でございます。鳥取県に限らず、奈良県あるいは石川県輪島、茨城県茨城町といったところでも地方税法を使いまして、市町村長が職権で登記を代行しているということがございますので、我々はこれからまた法務局、総務省と協議しながら、この取組を全国展開してまいりたいと考えております。

○原構成員 いいですか。

今の点なのですけれども、鳥取方式はすばらしいと思うのですが、非農地判断をしたら登記しますということですね。非農地判断は私たちの意見のとおり、自動的にやるということによろしいですか。

多分、よろしいのだと思うので、次に行ってください。

○農林水産省（太田局長） 2点目の黄色い部分につきましては、11ページの4の②とも関係するのですが、①の再生利用が困難な荒廃農地、営農が見込まれない荒廃農地と書き分けております。一応、私の説明の中でそこを説明したつもりなのですが、これがまさに黄色いところも含めてといった意味でございます。「農山漁村再生可能エネルギー法も活用し」というのが、農業委員会ではなくて、いろいろなことを見ることができる市町村が主体となってこういった取組を進めるという仕組みを検討していきたいということでございます。

○川本構成員 では、農用地区域でも含めてやっていくということですか。

○農林水産省（太田局長） 現に農用地域であっても、営農が見込まれない荒廃農地につきましては、再生可能エネルギー利用を仕組めるようなことを検討していきたいということでございます。

○山田参事官 郷田さん。

○故郷創生会（郷田代表） 先ほど来の皆さん方の御意見を聞いていますと、私の周辺は皆農家なのです。私は平成26年ぐらいに大阪の仕事を終えて、ふるさとでのんびりしようかなと思って帰ったときに、私の65歳ぐらいの同級生が、郷田よ、俺はもう年を取って腰が痛くて農業ができない、何とかならないかと言われた。それでまず、ああ、こうなっているのかと。農家が今まで一生懸命やってきたことを子供や孫はしません。なぜかといいますと、1大体平均的に大体3反、1,000平米掛ける3ですから3,000平米。周辺はお米なのです。お米を作ると、1反当たり半年近くかかって、農協に出す値段が1反当たり約10万円なのです。それで、大体平均で3反しか持っていませんから、30万円なのです。本来、30万円で農業をやってくれ、生活をしろというのはおかしいのです。

この前も国家予算が内閣府で決議されましたけれども、106兆円で、自衛隊が5兆3000億円。当然のことながら、自衛隊は国防ですから、もちろん大事です。また、農地も大事です。自衛隊のファントムを飛ばそうと思ったら、食料を与えてやらないと、ファントムに乗る人がおりませんから、食料安全保障と国防安全保障も踏まえて、どちらも大事なのです。ところが、農家の実態は、スマート農業とおっしゃいますけれども、スマート農業ができるところは北海道とか新潟平野とかのほんの一部なのです。

私が言いたいことは、スマート農業も大事なのですけれども、国家の財政を投資する場合には、災害もありますから、地域を日本全国で15ぐらいに割って、九州や鳥取とかで割って、どこが災害になっても食料が供給できるのだというものを構築しながら、適材適所と思うのです。

私が住んでいる三好市は、広いところでもコンクリート畦があるので、広くても1反、大体1,000平米なのです。あと、先ほどビデオで投影しましたところは段々畑なのです。名前が東川原というのです。名前のおり、30センチ掘ったら頭ぐらいの石がごろごろ出るので、では、何でそれが田んぼになっていると言え、徳島道をつくるときに、山を削ってつくったから余った土の処分場みたいになって、そこで30センチぐらい土壌ができたから田んぼにしようかなということです。ところが、200～300平米、多くても500平米プラス段々畑なのです。だから、そんなところにパイプラインの1億5000万円を投下するよりも、もっと広い新潟や北海道にパイプラインをつくってあげたらどうですかと私は市や県に申し上げたのです。そうしたら、結局、予算がついて、一切止まらないというのが公共事業の実態なのです。だから、今、営農型でするのは3割減だと大変だと言うけれども、3割減は大変どころか、要するに収入が100万円もないのです。

私は現在、メガソーラーを4か所ぐらい、500キロ前後の高圧が20か所ぐらい、50キロ未満の低圧のものが170ぐらいでやっています。農家の人は、非常に喜んでくれるのです。郷

田さん、よかった、私は年を取ってもうできないのです、だけれども、孫や子供が帰ってきてしてくれない、だけれども、維持費とか固定資産税を入れて農地を守ったら4～5万のお金が要るのです、これまで賃貸したり、買い取ったりしています。最初は1反当たり200万円で賃貸しました。20年賃貸だから、年にしたら10万円です。現実には農業をしても10万円の収入にならないのです。

私が言いたいことは、農水省の言い分は分かるのです。農業が大事と言われなくても分かるのです。だけれども、適材適所の農政をやらないと、小さなところに幾ら税金を投下しても、費用対効果が全く駄目なのです。段々畑はソーラーでしょう、だから、もっと広いところで投下して、農業は大事ですから適材適所でやってくださいというのが私の発想なのです。

私がちょうど来たときに、郷田さん、旦那が20年前に死んだのです、その頃は300万円の貯金があったのです、私は国民年金を満額掛けていないものですから、月2万4000円なのです、だけれども、貯金を入れて、もう食い潰したのです、それで東京に住んでいる息子に電話しようかな、やめようかな、生活保護は恥ずかしいしという話だったのです。それで、私が、ばあちゃんは3反持っているから、600万円のお金を払いますと言ったら、郷田さん、それは詐欺なのではないですか、誰も100万円でも農地を買う人がいないのですと。何で誰も買わないのと聞いたら、今は誰もしないから、ただで貸してあげて、農地を守ってもらうのが精いっぱいなのです。こういう現実があるのです。それで生活保護をせんでよかった、これで孫に小遣いもやれると喜んでくれる。これが農家の実態なのです。

そういうことを踏まえてやらないと、現実問題、仏をつくって魂を入れずというような政治が行われているのです。だから、地方をもっと創生しようと言うのであったら、地方に出向いて、農家の実態を把握して、それを政策に反映しなければ、カーボンニュートラルも絵に描いた餅になります。だから、太陽光をするべきところは太陽光をする、農業をするところは税金を投入してもスマート農業をやるというふうに地域を15、20に割って、適材適所にする。人間もそうでしょう。頭の悪い者に東大や早稲田、一橋、慶應に行けと言っても当然無理です。だけれども、楽天にいた田中マー君みたいに野球一筋で何十億円ともうけているのです。だから、そのように適材適所で国民の力を伸ばしてやるというふうに変えていかないと、何ぼ税金があっても足りない。

今度でもそうでしょう。要するに、国家予算の106兆円で、税収が63兆円ぐらい見込んでいたものが57兆円。あと足りない部分を国債発行が47兆円でしたか。いつまでもそういうことは続きません。だから、農水省も考えていただいて、農家の実態をよく調べていただいて、太陽光をするところはする、スマート農業をするところはすると頭を切り替えていただいて、ぜひ適材適所の農政をお願いしたいと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

川本委員。

○川本構成員 ありがとうございます。

先ほど答えていただいた太田局長の御発言の最後の②の再生可能エネルギー法のところで、私の、あるいは委員の意見として申し上げたかったのは、荒廃農地以外の農地についても、地域でここは再生エネルギー施設を整備するというのであれば、それも含めてくださいということをお願いしました。そこに理解のそごがあれば、お願いしたいと思いません。

○山田参事官 続いて、原委員。

○原構成員 時間が限られてきたので、ほかの点も含めて。

私たちの意見書で言いますと、まず（２）については受け入れていただいて、ありがとうございました。

それから、（３）の２つ目の点については、今、川本さんが言われたとおりです。もう一回お答えいただければと思います。

（４）の営農型太陽光に関してですが、確認させていただきたいのは、まず、荒廃農地に関して、荒廃農地での営農型太陽光の場合には転用許可不要でよろしいのでしょうか。私たちは温室などの農業用施設並みと申し上げていますが、これと同じような扱いでよろしいのかどうか、３条許可もなしでよろしいのかどうかを確認させてください。

それから、荒廃農地以外での営農型太陽光の場合です。最初のほうの御説明で、８割要件で柔軟に運用しているのですというお話もございました。これは私どもも承知しているのですが、裁量的な運用なのです。というのは、柔軟に対応してもらえるかもしれないけれども、柔軟に対応してもらえないかもしれないということなので、やはりそうした要件は設けるべきではないと思います。

それから、作物によって違いがあります、科学的な根拠に基づく合理的な要件というのは、さっき川本さんからのお話がありましたが、私が承知している範囲でも、例えばコンクリート敷きの温室の場合、近隣の日照に影響を与えないために、作物によらず基準を設けているので、できることだと思います。

もう一つ、前のほうの御説明で、もともと農業をやっているところに営農型太陽光を入れることによって、荒廃農地化が進むと本末転倒だというお話がありました。これは何でそういうことになるのかと正直よく分からないのですが、私たちも聞いている中で、太陽光をやるともうかってしまうから、農業をサボタージュするのではないのかという議論があることは承知しています。ただ、一方で、農家が農業よりももうかる副業をやるのは別に禁止されていないわけであって、そういった場合に農業をサボらないように単収要件は課されないわけです。一般的な農地の場合と比較した場合に、太陽光に対する異常な差別になっているのではないかと思います。

そういった観点で、私が最初に申し上げたように、正常なルール設定に戻されてよろしいのではないかと、科学的な根拠に基づく合理的な要件設定にされたらよろしいのではないかと思います。

あと、（５）についてもまだお答えをいただけていないので、これも併せてお答えいた

だければと思います。

○山田参事官　　お願いします。

○農林水産省（牧元局長）　　まず、営農型太陽光の件でございますけれども、荒廃農地につくる場合ですが、荒廃農地で非農地ということになれば、当然、農地法の世界から外れますので、転用許可云々は必要ないのですけれども、非農地になっていないものについては転用許可が要するというところでございます。

あと、温室などと比べて平衡を逸しているのではないかという御指摘かと思っておりますけれども、温室などは農業用施設でございますので、まさに作物の栽培とか養畜の事業に必要な農業用施設ということでございますので、温室のような農業用施設として同列に扱うことは難しいと考えておるところであります。

それから、太陽光を使って収入が上がるので、農業をサボっているのではないかというお話ですけれども、そこはまさにそのようなケースも危惧されるわけでございます。でも、収入が上がっているからいいのではないかということなのですけれども、営農型太陽光施設はあくまでも営農と太陽光を両立するために、転用許可制度の例外として設けているものでございますので、もし太陽光だけでいくということであれば、転用許可を取っていただくことになろうかと思っております。

もう一つ、農地転用手続の点をお答えしていなかったと思っております。恐縮でございます。農地転用許可の話につきましては、事前協議について、何らかの期間などをつくったらいいのではないかということなのですけれども、事前手続はまさに法律に定められた手続なるべく円滑かつ短期にやるために、現場の知恵としてやられていることでございまして、時間がかかっているというのは、私どもの理解では、多分、事前調整に時間がかかっているということではなくて、むしろ私どもが改善すべきだと考えているのは、転用許可と農用地区域除外の手続の同時並行処理を徹底するところがまず重要かと思っております。この点につきましては、本年度内に通知を発出する等によりまして、手続の迅速化を徹底していきたいと考えております。

以上であります。

○山田参事官　　原委員。

○原構成員　　では、先に今の点ですけれども、まず、営農型太陽光の話ですが、太陽光でもうかるからサボタージュするという話は、そういう議論に引きずられて、異常に差別的なルール設定をされているのではありませんかということを私は申し上げているわけです。

それと、温室とは違うのだ、温室は農業に使うのだというお話がありました。ただ、農業用施設は農業に直接使う施設だけではないですね。農地を潰して鶏小屋、加工施設、販売施設、農家レストランといった施設をつくることも農業用施設として認められている。なぜかという、農家の経営を安定・向上させて、農業にも貢献するから認められているわけです。太陽光はまさにそうではないですか。農家の経営を向上させて、地域の活性化にも資するという事例が生じているわけです。一方で、形状においては温室と同等である。

だから、温室と一緒に扱えませんという理由が私には全く分からないというのが今の営農型太陽光です。

あと、農地転用手続の部分については、農振手続と同時並行で進められるようにするのは大変大事な取組で、ぜひお願いできればと思いますが、一方で、農地転用だけに限っても、事前協議の手続に時間がかかって、不透明なわけです。これはやはり一定のめどを定めることは必要なのではないかと思います。

あと、まだ農山漁村再エネ法の部分をお答えいただけていないと思いますので、併せてお願いできますか。

○農林水産省（牧元局長） 御指摘ありがとうございます。

最初の農業用施設の議論でございますけれども、農業用施設はあくまで営農のために必要な施設と位置づけられておりまして、したがいまして、例えば今、御指摘がありましたように、休憩施設、あるいは最近であれば農家レストランとか、そういうものも条件をつけて一部認められておりますけれども、あくまでも営農のために必要な施設ということで、農業用施設は認められているわけでありまして。

それに対しまして、太陽光発電であっても、例えば温室の電力を取るためにつくるような太陽光発電であれば、もちろん農業用施設に認められるかと思っておりますけれども、それを超えた発電目的の太陽光発電までは、農家の所得向上になるからいいではないかということにはならないと私どもは思っているところであります。

あと、手続の点につきましては、事前手続につきましては、法律に基づいた手続でも何でもございませぬので、それについて一律に処理期間を設けることはなかなか難しいのではないかと。申請者にいろいろな不都合ができることも考えられますし、事業によってまちまちということもございませぬので、そこに一律の期間を設定するという事はなかなか難しいのではないかと思っております。繰り返しになりますけれども、それよりも同時並行処理を徹底することが処理期間の短縮に結びつくものだと我々は考えております。

○農林水産省（太田局長） 再エネ法につきまして御説明させていただきます。

11ページの②に書いてあるのは、あくまでも営農が見込まれない荒廃農地でございます。先ほど川本委員がおっしゃったのは、4名の委員から提出いただいております資料の3ページの（4）のすぐ上にあります「対象区域に」のことかと思っておりますけれども、我々が趣旨を十分に理解できなかったところもあるのです。

というのは、いただいた御意見のペーパーの1ページの「基本的な考え方」の中で、農地規制を設けて不適切な転用を防ぐことはさらに推進されるべきで、問題は農地の農業利用の見込みがほぼない土地、それから両立して再エネも利用できる土地ということですので、優良農地につきまして再エネ導入を促進するのは、土地の農業上の利用を確保するという政策とそぐわないかと思っておりますが、3ページはどういった趣旨のことなのか。

○川本構成員 要するに、これは法律の趣旨として、地域が整備区域を設定していくとい

うことですから、地域の事情によって、今は農業をやっているところでも、地域の飛び地とか、そういう関係で整理をしていくこともあるでしょうから、そういう場合には認めていいのではないかという趣旨です。

○農林水産省（太田局長） そうしますと、多分、そういう場合は、そもそも農業振興地域から除外するといったような、まずは農業との利用の調整があるということだと思えますので、どういったイメージかというのはよくすり合わせたほうがいいのかと思います。

○川本構成員 我々は制度の専門家ではないのですが、地域でイニシアチブを取って、再エネ施設を整備していこうということで、よく話し合って決められるわけですから、それがワンストップで進んでいくところを担保していただきたいという趣旨でございます。制度をどのように設計するかは考えていただきたいと思えます。

○山田参事官 藤井副大臣。

○藤井副大臣 多分、持っておられるイメージが違うからこういうことになっていると思うのですが、議論を整理させていただきたいと思うのですが、例えば先ほどおっしゃった郷田さんの土地は、そもそも黄色に当たるのか、赤に当たるのか、それとも緑に当たるのか。多分、いわゆるパイプラインがあるので、農水省は緑に当たると解しているのではないかと私は思うのです。

先ほどの話に出ておったのですが、今回荒廃農地の非農地化を進めるのはすごい政策判断だなと思って聞いていたのですが、これは本当にすごい判断をしていただいたと思うのですが、今、例えば郷田さんのようなところだと、周りは必死で農地として耕しているのです。もうやめたいと思っている農家もおられる。

多分、セイタカアワダチソウが伸びたら荒廃農地と判断され、太陽光パネルの設置が可能になるというのであれば、どんどんそうすればいいではないか、ほったらかせという状況になることを農水省は心配しておられるのではないかと思うのですが、そもそもこれぐらいになったら、荒廃農地になるのか、いや、実は耕作放棄地と言っているだけで、再生可能なのだと考えておられるのか、その辺のところの具体的なイメージをおっしゃっていただかないと、分からないのだと思うのです。

もう一つ、営農型が可能だということになれば、本来、農水省が懸念されておられるのは食料安保の話だと思うのです。いざとなったときに食料が生産できるかどうかは、営農型のものが可能であれば、多分、風力にしても、太陽光にしても、本来はいざとなったら耕作できるのです。

ですから、そういう点も含めての判断が必要で、最終的には農地も大切なのですが、そもそも農家が地域にいなくなってくるという現実をどう処理していくかということだと思うのです。何らかの現金収入がないと、今の70代、80代の農家の方がいらっしやなくなると、誰も耕す人がいなくなるという現実を直視しないといけない。今はせめて役場上がりの方がやっておられたりというのが現実なので、今の60代とかが定年してから何とか帰ってこられるかもしれないですが、その後がない現実をどうするかという

ところも含めてお伺いしたいと思います。

○農林水産省（牧元局長） 副大臣、御指摘ありがとうございます。

まず、先ほどの郷田さんの土地については、また現場を確認しなければいけないと思うのですけれども、荒廃農地については、農業委員会が現場を見て客観的に判断する土地でございますので、そこがいわゆる農家の主観によって動く耕作放棄地とは違うところがございます。

したがいまして、荒廃農地については、あくまで客観的な基準で営農が行われていない土地だということで認定されているものでございまして、この土地の形状を拝見するところ、黄色か赤かというところは議論があるところかと思いますが、私どもがイメージしている赤いところは、むしろ中山間とかで木なんかが生えてしまっていて、とても農地に戻せないようなところが基本的には赤のイメージということで考えておるところであります。

あと、後段の御指摘で、農家の所得確保のために、農水省はもっと施策をいろいろとやるべきということは御指摘のとおりでございまして、私どもは3月の食料・農業・農村基本計画の中でも、農業収入だけではなくて、いろいろな他分野等の収入を得ることによって、農家の皆さんに地域に住んでいただくことが大事ではないのかという方向性をはっきりと打ち出したところがございますので、再エネの関係もその中の一つとしてしっかり取り組んでいきたいという方向でございます。

○藤井副大臣 現場の感覚からすると、恐らく赤ではないのは間違いなく、緑に判定されるのだと思うのです。パイプラインも来ていますし、セイタカアワダチソウなんて刈ったらすぐなので、それで耕したらすぐではないですか。そういうものをどうするのかという問題はあります。

○山田参事官 郷田さん。

○故郷創生会（郷田代表） 今の議論なのですが、赤とか黄色とか緑というのは、あまり前提条件につけたら駄目です。なぜかという、今やっている方々が70歳前後なのです。子供や孫はしないのです。それはそうでしょう。1反10万円のことをして、子育てができますか。だから、片一方で産めや、増やせやと言いながら、農業は大事と。農業のほうがか全く大事です。食料がなかったら、1000万円持っても買えません。食料があつて、お金の価値がある。だから、まずは食料なのです。けれども、しないのです。しないのだったら、先ほどのデータにも出ましたように、パネル下をちゃんと維持管理して、景観も維持しながら次の世代に送るのが大事なのです。

今、三年三作というルールがあるのです。農地のままで買ったなら3年間太陽光に転用できない。それなら、3年間ほったらかすことによって、済むのか。その間、経済活動をしたり、納税ができないことによって、片一方で借金していることはどうなるのですか。こういう総合的な政策を考えていただかないと、自分自身の省益、既得権益を考えずに、国益を考えていただかないと、この国は一千二百何十兆円の借金あるわけですね。国民1人当たり850万円と言っておりましたけれども、人口が減っているからどんどん借金が増え

て900万円から1000万円になります。これは誰が払うのですか。

少なくとも、納税義務があるのは国民でしょう。だから、国民が重税感がないようにして納税してもらうというのは、太陽光で儲けたら納税します。納税額が反当たり2,000円が80万円になるのですから。さらに賃料が入れば農家の人の生活が回ります。国家の生活保護が1人頭大体8万5000円らしいです。片一方で、国民年金月2万4000円の方が爪に火をともしながら一生懸命生活している。この現状を捉えてやるのが政治だと私は思います。

だから、政治に付随した農水省にせよ、経産省にせよ、どこの省庁もしっかりとやって、地方に的確な指示を与えたら、地方公務員は頑張るのです。今、ルールが悪いから、私にばかにされるのです。昨日も撤去しろとまたこれが来ました。今画面に出しましたように、片一方が放棄地、片一方はソーラーをやっています。それなら、これがよくて、太陽光に向いていないから撤去してと。それならこっちがいいのですかと言っても答えが出ないのです。だから農業委員会も形骸化しているのです。だから、あんなものは不必要です。それで年間、人/30万円払うのです。何もしなくても税金が30万円投下されるような組織は必要ないのです。

そういうことも踏まえてやってもらわないと、この国は幾ら頑張っても、国債を発行しても間に合いません。ということで、頑張ってもらいたい。

○山田参事官 ありがとうございます。

お時間を大幅に超過しておりますので、最後に、大臣から御発言をお願いします。

○河野大臣 農水省、どうもありがとうございます。

かなり前向きに期待ができるのではないかと思いますので、適宜また報告をしていただきたいと思っております。

まだ若干考え方に差があるところがあると思いますので、どこかのタイミングでまた議論をさせていただきたいと思っております。いつまでに目標を決めるのかということだけは、どこかのタイミングで教えていただきたいと思っております。

農家レストランはいいけれども、太陽パネルは駄目だということだけはちょっと気になりました。農家レストランをやれるだけの若い人がいるなら、農家レストランをやればいいのかもしれませんけれども、そこまで人がいない農家も増えている中で、安定した収入を得るということを考えていかなければいけないのだと思います。

さっきも議論になりましたけれども、太陽光パネルをやる、あるいは風車をやるときに、ファイナンスをどうするのかということのを抜きにして風車が建つわけではありません。太陽光パネルが入るわけではありません。そうすると、金を貸す金融機関の側からしてみると、当然、本当にここにファイナンスをつけて大丈夫なのだという何らかの担保を求めるときに、年限が切られていたり、様々な規制でファイナンスに疑義があるということになると、せっかくいいよと言う土地であっても前に進まないということになりますから、このファイナンスをどうするのかということをはしっかり考えていただかなければいけないと思います。

最後の転用手順のところは議論が中途半端でしたけれども、本当に事前のいろいろなことをやることによって、40日のところがスムーズにいくならやればよいと思いますが、現実はどうもそうになっていないところが多いような話を私はよく聞きます。そういう話だけが上がっているのかどうかは分かりませんが、そういうところも含め、少し考えていただきたいと思っております。

郷田さんをはじめ、飯田さん、ありがとうございました。また、農水省、有識者の皆さん、本当に年末押し詰まった中での会合設定になって、大変申し訳なく思っておりますが、スピード感をもってやらなければならないというところは共有していただいて、ありがたく思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○山田参事官 ありがとうございました。

これで本日のタスクフォースを終了させていただきます。